

産前産後期間相当分（4か月分）の国民健康保険税が免除されます！

対象となる人・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の人が対象です。
妊娠85日（4か月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます）。
- 出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険税の免除方法

- その年度に納める国民健康保険税（以下、「保険税」といいます。）の所得割額と均等割額から、出産予定月（または出産月）の前月から出産予定月（または出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。

	3か月前	2か月前	1か月前	1か月後	2か月後	3か月後
単胎の人			■ 出産予定月	■	■	
多胎の人	■	■	■ 出産予定月	■	■	

※産前産後期間相当分の所得割保険税と均等割保険税が年額から減額されます。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（または出産月）の3か月前から6か月相当分が減額されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。

令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月
			■ 出産予定月	■	■	

※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

■ …対象月

- 保険税が減額されたことにより、保険税を納め過ぎている場合、還付されます。

届出に必要な書類

- ① 届出書（税務課窓口で配布及び町ホームページから様式のダウンロードができます）
- ② 本人確認ができる書類（マイナンバーカード、運転免許証など）
- ③ 出産予定日（または出産日）と出産する人の氏名が確認できる書類（母子健康手帳など）
- ④ 出生証明書など出産日および親子関係の分かる書類（出産後に申請する場合で被保険者と子が別世帯の場合）
- ⑤ 多胎妊娠の場合は、確認することができる書類

届出先

大津町役場 税務課 住民税係 TEL 096 - 293 - 3117